

保安規定変更行政相談資料

1. 保安規定変更の理由

保安管理組織の変更を2024年4月1日に予定しており、また、安全性向上評価の届出を2月に行う予定であることから、下記の変更を行うこととした。

2. 保安規定変更項目

(1) 保安管理組織の変更

・生産管理部に「施設技術課」と「生産技術課」を新設（既存の「設備技術課」と分享することによる施設管理の強化）

(2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則の改正に伴う変更

・平成25年に核燃料物質の加工の事業に関する規則が改正され、第7条の8の2（加工施設の定期的な評価）第1項が削除されたことから、関連する保安規定条文の変更を行う。

(3) 記載の適正化（誤記の修正等）

・誤記修正に加え、品管規則に合わせた記載の適正化、設備名等の適正化、近隣事業所名の適正化、計器校正に関する記載の適正化、施設管理実施計画の明確化、記載不要な扉の削除、組立工場の台車等の移動範囲の適正化

3. 保安規定に関する他社動向の確認結果

日本原燃濃縮施設の保安規定では、当社の別表第20 防災資機材一覧に相当するものについて保安規定の下位文書にて管理すべき事項として同表を削除している。

当社では、事業許可に記載した事項のうちソフトで担保すべき事項については、これまで保安規定に盛り込んできた。今後、保安規定とその下位文書に何をどのように記載すべきかを整理したうえで、次回以降の申請で必要に応じて保安規定の変更を行う。

4. 今回の申請時に提出する資料

保安規定変更認可申請書（新旧比較表を含む。）以外に補足資料として以下の資料を提出する。

- ・事業許可との整合性整理表
- ・保安規定審査基準との整合性整理表
- ・核セキュリティ及び保障措置への影響評価書（3S 評価書）
- ・組立工場の台車等の移動範囲変更について

なお、審査会合資料もできる限り申請時に提出する。

以上